

会計年度任用職員（学童保育室補助指導員）募集要項

1. 募集内容

種別	業務内容	勤務日および勤務時間
補助指導員	子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援に関する業務に従事し、補助業務全般を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務日 ①週5日勤務 ②週5日未満 ・勤務時間 通常：午後1時30分から午後5時30分まで 長期学校休業日及び代休日：午前8時30分から午後5時45分まで 学校行事等により、勤務時間が前後する場合があります。その他、月に1回若しくは2回程度の研修等があります。

2 受験資格

次の(1)から(11)のいずれかに該当する者。

- (1) 保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。)の資格を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれらと同等以上の資格を有すると認定した者(第9号において「高等学校卒業者等」という。)であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- (4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
- (5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
- (7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者

(11) 子育て支援の経験者または子育て支援に熱意を有する者

※なお、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが無くなるまでの者
- ・摂津市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ・日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 受験申込み及び受付期間

(1) 申込方法

受験の申込みは、簡易書留郵便による郵送若しくは持参のいずれかの方法による

(2) 申込先

(簡易書留郵便)

〒566-8555 摂津市三島一丁目1番1号

摂津市教育委員会事務局 こども家庭部 こども政策課 宛

(持参の場合)

平日午前9時～午後5時15分に、摂津市役所新館6階こども政策課へ提出

(3) 提出書類

エントリーシート

※ボールペン等で丁寧に記入(本人自書のこと)してください。また、エントリーシートには申込前6か月以内に撮影した写真を貼ってください。

4 勤務条件

(1) 任用期間

採用日から令和7年3月31日まで

(勤務成績が良好な場合に限り、2回まで(最長で令和9年3月31日まで)再度任用する場合があります。ただし、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職種そのものが廃止になるときは、再度の任用はありません。)

(2) 勤務場所

市立学童保育室

(3) 報酬等

時給 1,272 円～1,353 円

その他、時間外勤務報酬、休日勤務報酬、夜間勤務報酬、特殊勤務報酬、費用弁償(通勤・月額 55,000 円以内)、期末手当、勤勉手当が条例等に基づき、支給されます。

※週 5 日未満の勤務希望者は、労働者災害補償保険を除く社会保険には加入できません。

(4) 社会保険

共済組合・厚生年金保険・雇用保険・労働者災害補償保険に加入

(5) 服務等

地方公務員法の「分限・懲戒」及び「服務」の規定が適用されます。ただし、営利企業への従事等の制限は不適用となり兼業も認められます。勤務時間中(時間外勤務等を含む。)の喫煙は禁止です。また、市内公共施設等、管理権限者等が喫煙禁止とする場所での喫煙も禁止です。

5 試験科目、合否の発表

(1) 試験科目

エントリーシートによる書類審査(申込時提出のため試験当日の実施はしません)

個人面接

(2) 合否の発表

試験後 2 週間以内に、受験者に通知します。

6 注意事項

- (1) 書類等に不備がある場合、再提出させることがあります。このために生じた遅延については責任を負いませんので、応募手続きには十分注意してください。
- (2) 提出書類に不正があった場合には、直ちに受験資格を取り消します。また、採用後において発覚した場合は、免職となることがあります。
- (3) 申込時に職種種別を選択することは出来ません。試験結果及び人員配置を考慮の上、決定となります。
- (4) 受験のために提出された一切の書類等は返却しません。書類等は本採用試験のためのみ使用し、他の目的において使用することは一切ありません。
- (5) 放課後児童支援員認定資格を取得している方は、試験当日に「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を持参してください。

問い合わせ先

〒566-8555

摂津市三島一丁目 1 番 1 号

摂津市教育委員会事務局 こども家庭部 こども政策課

電話 06-6383-1980 (ダイヤルイン)